

瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金の交付申請について

対象者（以下の要件をすべて満たす方）

1. 市内において主たる事業所を有する方、または創業前の方で市内において主たる事業所を有する予定の方
2. 株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金（マル経資金）、新規開業支援資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金の融資を受けている方
3. 利子支払開始月から12か月分の利子支払いが完了した日から3か月以内である方
4. 市税の滞納がない方（法人の場合は、代表者を含みます。）

補助金の金額

- ・ 12か月分の利子の合計の50%（その額に100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て）とします。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とします。
- ・ 過去にこの補助金を受けた融資が回収条件にある場合（借り換えをする場合）は、回収条件金額に相当する利子を補助金から控除します。（回収条件先の融資が当該補助金を受けたかどうかは、市にお問い合わせください。）
- ・ 補助金の交付は、同一年度1回に限るものとします。

必要書類（印はすべて実印でお願いします。）

1. 第1号様式（第5条関係）瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金交付申請書
2. 第2号様式（第5条関係）同意書
3. 第3号様式（第5条関係）瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金申請額計算書
4. 株式会社日本政策金融公庫が発行する支払額明細書（返済予定表）の写し
5. 株式会社日本政策金融公庫が発行する支払済額明細書の写し
6. 第5号様式（第7条関係）瀬戸市中小企業者事業資金利子補給補助金交付請求書（日付は未記入で提出してください。）
7. 創業前の方は、開廃業等届出書（個人事業者）の写し、または法人等設立申告書（法人）の写し

※なお、補助金の申請は、毎月20日にとりまとめをし、翌月中旬～下旬のお支払いを予定しております。

担当 瀬戸市地域振興部ものづくり商業振興課商業金融係
電話 0561-88-2652（ダイヤルイン）
FAX 0561-82-2931